

災害事例
とその対策
No.6

ホーム上からリーチフォークリフトが落下、 飛び降りた運転者は足首を骨折する

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 55名
3. 被災者 フォークリフト運転者 男性25歳 勤続年数5年 経験年数2年
4. 傷病名 右足首骨折（休業25日）
5. 災害発生状況
 - (1) 被災者Aは、T運輸(株)のSトラックターミナルに所属するフォークリフトの運転者で（技能講習修了者）、2.5tのカウンタバランスフォークリフト（ディーゼル式）を用いて、主としてホーム下での荷の積卸し作業に従事していた。
 - (2) Aは、当日11時40分頃、午前中の作業が一段落したので、午後の作業指示を受けるため、ホーム上にある事務室へ向った。
 - (3) 事務室に向う途中、ホーム上に1.5tのリーチフォークリフトが停車しており、（運転者はフォークリフトから離れて不在であった）積込み作業員のBから、停車しているフォークリフトが作業の邪魔をしているので動かしてほしいとの依頼があった。
 - (4) Aは、フォークリフトにキーがついたままになっていたため、動かそうと思い乗車し、ホームの端近くまで動かして、止めようとしたが慌ててペダルを踏み込んだため、フォークリフトは、ホーム下へ落下した。（リーチフォークリフトのブレーキ装置は、カウンタバランスフォークリフトのブレーキ装置と異なり、ブレーキペダルを離すとブレーキが効くようになっている。）
 - (5) Aは、危険を感じてフォークリフトが落下を始めた直後に運転席より地上に飛び降りた。
 - (6) Aは、落下したフォークリフトより離れた位置に飛び降りたので、着地時バランスをくずして転倒し後頭部を打ったが、保護帽を完全着用していたので頭部には異常なく、右足首骨折の受傷を負った。（フォークリフトは大破し修理不可）
 - (7) Aの災害発生時の服装は、T運輸(株)支給の作業服、安全靴、保護帽（ヘルメット）を着用。
6. 災害発生原因
 - (1) リーチフォークリフトが、作業の邪魔になる位置に停車していた。
 - (2) 運転者（被災者A）は、カウンタバランスフォークリフトの従事者であり、リーチフォークリフトの操作に不慣れであった。
 - (3) 運転者は、作業指揮者の指示ではなく、積込み作業員の依頼によって、リーチフォークリフトの操作を行った。
7. 災害防止対策
 - (1) フォークリフトを停車する場合、あらかじめ作業に支障をきたさない場所を定め、そこに停車させること。
 - (2) 指示されている車種以外のフォークリフトの運転の禁止を徹底すること。
 - (3) 複数機種の運転をさせる必要のあるときは、事前に技能・知識についての教育を徹底すること。

(関係法令)

=労働安全衛生法=

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

=労働安全衛生規則=

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画（整理・整頓を含む）を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

